

大阪柔整だより

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご家族様と共にお健やかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

ご承知の通り、昨年、業界にとって大きな制度改革が開始されました。

まず、柔道整復師の学校教育の改変でございますが、履修時間数と総単位数が大幅に引き上げられるとともに、教育科目を追加する変更も課せられることとなりました。

また、前月の「柔整だより」にも掲載いたしました、独立開業するための施術管理者の要件も段階的に厳しくなることが予定されております。

大きな制度改革は「柔整審査会」についてもございます。従来は審査会から柔道整復師に請求内容についての報告を求めることができませんでしたが、「報告を求める権限」が付与され権限強化がなされております。これらの変更は、「不正請求排除」に向けた国の本気度を現したものであることは明確です。

反面、これらの改革は、国が大阪社団の取り組みを後押しして頂いている様な制度改正であり、組織強化する上で、大きなチャンスを与えて頂いたように思っております。

学校教育の改変では、既に全国に先駆けて本校で行ってきたことを、国が制度として導入決定して頂いた内容となっております。

審査会の権限強化では、「協定」に基づく会員の先生方と、個人契約者では内容が異なります。審査会の呼び出しは、会員の先生方は本会を通じて行われますが、個人契約者は直接呼び出しを受け、直接対応しなければなりません。会員の先生方なら、この違いが大きいということにお気づきだと思います。

このように大阪社団が行ってきた適正化の動きは、着実に行政や保険者から評価を受け認知されてきております。大阪社団はこれからも適正化を推進し、それを業界全体に拡げ、地域医療に貢献するために行政や保険者、そして何より患者さんの信頼を得て、この厳しい時代を勝ち抜く組織へと成長させなければなりません。

今一度、会員の先生方のご理解とご協力をお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 会長 徳山 健司

平成 30 年 4 月 1 日 福祉医療費助成制度が変わります！

大阪府における福祉医療費助成制度の再構築に伴い、福祉医療費助成制度の対象者や対象医療、一部自己負担額が変更されます。

一部自己負担額（下線部分変更点）

区 分	一部自己負担額		
	1 日当たりの負担額	一つの医療機関等当たりの上限日数	複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額
障がい者医療	一つの医療機関当たり 1 日 500 円以内	なし	3,000 円
老人医療（※1）			（※2）
ひとり親家庭医療	500 円以内	あり (月 2 日まで)	2,500 円
乳幼児医療			

（※1）老人医療が一部統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外となります。ただし、平成 30 年 3 月 31 日時点での老人医療対象者は、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日まで引き続き助成対象となります。

（※2）複数の医療機関等を受診した場合で自己負担額が 3,000 円を超えた場合でも、患者さんが手続きを行うことで超えた額は償還されます。手続きには領収書が必要ですので必ず発行してください。

詳しくは 2 月の会員発送に同封予定の冊子をご覧ください。

介護保険のコラム Vol.34

～平成 30 年度介護保険法制度改正のポイント その 3～

「地域包括ケアシステムの深化・推進その 2」

「共生型サービス」創設で地域共生社会を実現

地域共生社会とは、高齢者、障がい児・者、子どもなど地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、活躍できる地域コミュニティであり、この実現を目指します。

■自立支援介護に向けた保険者機能の強化に関する取り組み

○市町村による地域住民と行政等の共同による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の作成の努力義務化

○高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払い金の保全措置の義務の対象拡大）
- ・障がい者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障がい者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

上記のことが予定されています。

以上が、平成 30 年度介護保険改正についての大きなポイントとなります。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

平成30年4月より変更の医療費助成制度

	変更内容	変更前 (平成30年3月施術分まで)	変更後 (平成30年4月施術分から)
吹田市	制度名	「子ども医療費助成制度」	変更なし
	通院医療費対象年齢	0歳～15歳(中学校修了)まで	変更なし
	所得制限	あり	なし
摂津市	制度名	「子どもの医療費助成制度」	変更なし
	通院医療費対象年齢	0歳～15歳(中学校修了)まで	0歳～18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで
	所得制限	なし	変更なし

※本会ホームページにて「乳幼児・こども医療費助成制度一覧」掲載

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。